

国都調第14号
平成25年6月28日

各都道府県知事殿

国土交通省都市局長

都市計画基礎調査実施要領の見直しについて

都市計画法第6条に基づく都市計画基礎調査については、これまで「都市計画基礎調査実施要領(昭和62年1月29日付け建設省都計発第11号建設省都市局都市計画課長通知)」により調査項目や内容の目安を定めてきたところであるが、今般、都市計画基礎調査の適切な実施のため、実施要領の見直しを行ったので通知する。

なお、本要領は、地方自治法第245条の4の規定に基づき行う技術的な助言の性格を有するものであり、各都道府県におかれては、今後の都市計画基礎調査の実施に当たっての参考としていただきたい。

また、本要領は、国土交通省のホームページに掲載されているので、適宜ご活用いただきたい。